

令和4年11月臨時会  
商工建設常任委員会会議録  
令和4年11月1日

場 所 第5委員会室



令和4年11月1日(火曜日)

県土整備部

午前10時24分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

○議案第4号 宮崎県物価高騰対策金融支援基  
金条例

○その他報告事項

・令和4年台風第14号災害(激甚災害指定)に  
係る貸付制度について

出席委員(7人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	山内 佳菜子
委員	二見 康之
委員	野崎 幸士
委員	山下 寿
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(1人)

委員	坂口 博美
----	-------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山 浩文
商工観光労働部次長	米良 勝也
観光経済交流局長	山下 栄次
商工政策課長	高橋 智彦
経営金融支援室長	島田 浩二
観光推進課長	海野 由憲
スポーツランド推進室長	那須 隆輝

県土整備部長	西田 員敏
県土整備部次長 (総括)	日高 正勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原口 耕治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境 光郎
高速道対策局長	廣松 新
管理課長	井上大 輔
用地対策課長	鍋島 宏三
技術企画課長	中原 学
工事検査課長	斉藤 幸男
道路建設課長	加行 孝
道路保全課長	東 和俊
河川課長	山浦 弘志
ダム対策監	山田 清朗
砂防課長	行田 明生
港湾課長	松山 英雄
空港・ポート セールス対策監	岩切 靖考
都市計画課長	黒木 正行
美しい宮崎づくり 推進室長	迫 節夫
建築住宅課長	巢山 昌博
営繕課長	金子 倫和
設備室長	中武 英俊
高速道対策局次長	伊福 隆徳

事務局職員出席者

議事課主査	川野 有里子
議事課主任主事	木村 結

○西村委員長 ただいまから、商工建設常任委  
員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま

す。お手元に配付いたしました日程案のとおり  
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

---

午前10時25分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等  
について、部長の概要説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でご  
ざいます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、常任委員会資料  
の表紙を御覧ください。本日は資料の目次にご  
ざいますとおり、議案としまして、一般会計補  
正予算（第5号）及び宮崎県物価高騰対策金融  
支援基金条例につきまして、御説明いたします。

また、常任委員会資料とは別に1枚、その他  
報告事項としまして、令和4年台風第14号災害  
（激甚災害指定）に係る貸付制度についてをお  
配りさせていただいております。こちらにつき  
ましては、後ほど担当室長から説明いたします。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正  
予算（第5号）」でございます。今回の補正予算  
は、コロナ禍におきまして、長期化しておりま  
す原油価格や物価の高騰によって、負担の増加  
が続いております事業者の資金繰りを支援する  
ための経費や台風第14号により被災しました小  
規模事業者及び中小企業の事業再建を支援する  
ための経費のほか、本県観光事業の回復、推進  
を図るための経費につきまして予算を計上させ  
ていただいたところでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、  
表の左から、補正前の額706億3,262万4,000円に  
補正額38億8,195万4,000円を増額し、補正後の  
額が745億1,457万8,000円となります。

なお、4ページには、課ごと、会計ごとの金  
額を掲載させていただいております。

個別の事業につきましては、担当課長から説  
明いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求  
めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終わっ  
た後にお願いいたします。

○高橋商工政策課長 議案第1号「令和4年度  
宮崎県一般会計補正予算（第5号）」について説  
明いたします。

お手元の令和4年度11月補正（臨時）歳出予  
算説明資料の青いインデックス、商工政策課の  
ところ、53ページをお願いいたします。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にござ  
いますとおり、一般会計24億4,277万7,000円の  
増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄  
にございますとおり、650億8,504万9,000円とな  
ります。

ページをめくっていただきまして、55ページ  
をお願いいたします。

事項について御説明させていただきます。

まず、（事項）中小企業金融対策費22億6,932  
万5,000円の増額であります。説明欄1の新規事  
業、宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金に  
つきましては、後ほど常任委員会資料で御説明  
いたします。

次に、その下の（事項）小規模事業対策費1  
億7,345万2,000円の増額でありまして、説明欄

1の新規事業、商工業者再建支援補助金につきましても、常任委員会資料で御説明させていただきます。

それでは、常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

新規事業、宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金であります。

1の事業の目的・背景であります。コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対して信用保証料補助を行うため、新たに設置する宮崎県物価高騰対策金融支援基金に必要な積立てを行うものであります。

2の事業の概要ですが、補正額は22億6,932万5,000円、財源は地方創生臨時交付金です。事業期間は令和4年度、基金設置期間を、令和5年度から令和10年度までとしておりますが、信用保証料補助に要する経費につきましては、交付金の基金化が令和9年度分まで認められていますことから、令和5年度から令和9年度までの5年間分を基金に積み立てるもので、最終年度の令和10年度は、精算期間となります。

(4)の事業内容といたしましては、6月補正でお認めいただきました原油・原材料高対策特別貸付及びさきの9月追加補正でお認めいただきました、みやざき再生支援特別貸付に係る信用保証制度基準保証料と県融資制度保証料との差額分を信用保証協会に補助し、事業者の負担を軽減するものであります。

3の事業の効果としましては、本基金を活用し、令和5年度以降の信用保証料補助事業の安定した財源確保が図られるものと考えております。

次に、資料の6ページをお開きください。

2つ目の新規事業、商工業者再建支援補助金

であります。

今回の台風第14号では、一部地域で最大瞬間風速が観測史上1位を記録したほか、記録的な大雨の影響により、地盤の崩落や施設・設備の浸水など、県内全域において多くの商工業被害が発生しております。

参考といたしまして、資料の一番下に10月26日時点の商工業関係の被害状況をまとめております。被害事業者数は863事業者、被害額は約21億円の報告があり、被害を受けた事業者は県内全域に及んでいるものと考えております。

なお、資料にはございませんが、この台風第14号につきましては、激甚災害法に基づく激甚災害指定と、その適用措置を定める政令が先週金曜日に閣議決定されたところをごさいます。このうち、中小企業に関する特例措置につきましては、局地激甚災害として、諸塚村及び椎葉村の2村に適用されることとなっております。

1の事業の目的・背景にごさいますとおり、台風第14号による被害を受けた県内の商工業者に対して、事業再建に必要な施設・設備の復旧費用等に対する補助を行うことで、県内中小企業・小規模事業者の復旧・復興を進め、地域経済の維持・発展を図ろうとするものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1億7,345万2,000円、事業期間は令和4年としております。財源につきましては、一般財源とさせていただきます。国庫補助金を活用するため、現在、国と協議を進めており、内示があった時点で、国庫へ一部財源を振り替えることを想定しております。

(5)の事業内容でごさいます。①の対象につきましては、県内の中小・小規模の商工業者としてごさいます。

②の要件につきましては、アとして、台風第14

号以前に、災害対策を実施している、または保険に加入していること、イとして、BCPまたは簡易版のBCPでございます事業継続力強化計画を策定する予定であるか、または既に策定していること、ウとして、小規模事業者につきましては、「推奨」するとしておりますが、本補助金で復旧した設備等については、原則保険に加入すること、こういった3つの要件を全て満たした事業者に対しまして、③の補助額にございますとおり、200万円を補助上限として、2分の1、または3分の2の補助金を支給するものでございます。

今後、具体的にこういったものが対象になってくるのか、個別具体的な判断が非常に多かろうと考えています。これにつきましては、現在、被災状況調査でも、商工会や商工会議所等に御協力いただいているところでございますが、そうしたところと議論させていただきながら、しっかりと被災事業者に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

3の事業の効果ですが、コロナや物価高騰の影響に加え、台風の被害を受けながらも、事業再建を目指す県内事業者の復旧・復興を後押しすることで、地域経済の維持・発展につながるものと考えております。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金に関連する条例について御説明させていただきます。

議案書では11ページ以降に条例本文を載せておりますが、同じ条文を9ページに載せておりますので、こちらで御説明させていただきます。

この基金の設置目的につきましては、先ほど予算議案で御説明させていただいたとおりでございますが、コロナ禍におけるエネルギー価格

等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対して、信用保証料補助を行うことから、補助に要する後年度負担分の一部を基金として積み立てるというものであります。令和9年度分まで積立てを行い、その後、精算を行いますことから、この条例の一番下の附則にございますとおり、令和10年6月30日まで効力を有する条例としてお願いをしているところであります。

○海野観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度11月補正（臨時）歳出予算説明資料の観光推進課のインデックス、57ページを開きください。

一般会計で14億3,917万7,000円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり37億6,084万円となります。

59ページをお開きください。

（事項）観光交流基盤整備費の説明欄1、ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業4,770万円、続いてその下、説明欄2、観光みやざき回復支援事業13億9,147万7,000円であります。

以上の2事業の詳細は、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。観光みやざき回復支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、国の地域観光事業支援を活用し、県内宿泊の割引支援や県内限定で使用できるクーポンを付与するものであり、今年1月の補正予算で約48億7,000万円をお認めいただき、今年度に全額を明許繰越した事業であります。

下の参考と書かれた図を御覧ください。

一番下にありますとおり、国は当初、今年の

2月頃から5月のゴールデンウィーク前まで国によるG・O・T・o・トラベルを実施し、ゴールデンウィーク以降は都道府県版G・O・T・o・トラベルを実施する方針を示しておりました。この事業の予算は、そのような旅行支援事業の実施財源として交付されたものであります。

しかしながら、国はG・O・T・o・トラベルの再開が見通せないことから、県民割の実施期間を10月10日まで延長し、県民割終了後は、新たに全国旅行支援の実施を発表したところであり、当初想定していた都道府県版G・O・T・o・トラベルの事業の実施財源は、国の方針によりまして県民割事業と全国旅行支援事業の財源として活用することとなったものであります。

これにより、本県におきましても、県民割事業であるジモ・ミヤ・タビキャンペーンの財源として活用するとともに、10月11日開始の全国旅行支援事業の財源として活用しているところであり、このたび、国から追加で補助交付限度額が示されたことから、今回、予算化をお願いするものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は13億9,147万7,000円であり、財源は全額国庫です。

(5)の事業内容としましては、①にありますとおり、1人当たりの県内宿泊等の代金の最大40%、交通付き旅行商品は上限8,000円、それ以外は上限5,000円の割引を実施するとともに、②にありますとおり、県内で使用可能なクーポンを1人当たり平日は上限3,000円、休日は上限1,000円を付与するものであります。

3の事業効果ですが、県内宿泊等の割引に加え、県内のお土産店や飲食店等で使用できるクーポンを発行することにより、宿泊業をはじめ幅広い観光関連産業の活性化につなげてまいります。

続きまして、8ページを御覧ください。

ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業でございます。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要を早期に回復するため、国内観光客の県内周遊を促進するためのキャンペーン等を実施するものであります。

2の事業の概要ですが、(1)の補正額にありますように、4,770万円をお願いしておりまして、補正後の額は11億1,285万8,000円、財源は観光みやざき未来創造基金であります。

次に、(5)の事業の内容ですが、今回、10月11日に開始した全国旅行支援事業の実施を踏まえ、タクシーを活用した観光周遊キャンペーンを実施するものでございます。

次に、3の事業効果ですが、国内観光客の県内周遊を促進するためのキャンペーン等を実施することにより、落ち込んだ観光需要を喚起し、県内経済の早期回復と誘客の定着化を図ってまいります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○来住委員 委員会資料の6ページの商工業者再建支援補助金の要件の内容なんですけれども、台風第14号以前に災害対策を実施とは、具体的にはどういうことなのか、教えてください。

○高橋商工政策課長 ここで想定しておりますのは、台風第14号以前に、例えば防水壁を設置していたり、止水板を設置して水が建物の中に入らないようにしていたり、場合によっては、設備を高いところに置いて浸水しないようにしたり、または、今回の大雨予報を受けて土のうを設置して水が入らないように対策をしたり、そういったような幅広い災害対策をここでは誌

み込もうと考えております。

○来住委員 「又は保険に加入していること」となっていますが、具体的には。

○高橋商工政策課長 こちらの保険につきましては、例えば共済保険で水害に対応するようなものもございますし、民間の保険でも、水害の際の補償が出るものがございますので、ここではそういったものを幅広く読んでおります。

保険に加入していなくても、例えば先ほど申したような災害対策を実施していれば、このアの要件は満たす形になります。

○来住委員 個別案件は話せないと思うんですが、クロス業者の家族が使う自動車3台が完全に水没してしまったのですが、それも保険に入って——この3つの要件がクリアできれば、補助対象になるのでしょうか。

○高橋商工政策課長 今後、そういった車両が入るのかどうか、保険に既に入られていて、全額補填できるような状況——商工会と話す中で、そういった話も出てきておりますので、個別具体的な事情に応じながら、どういったところまで見るのかを含めて、今後、詰めさせていただければと考えております。

○二見委員 今の関連で、先日、商工会・商工会議所から、地域の中小企業等が被災したということで要望が上がっていたと思うんですけれども、それを踏まえた上での制度設計になっているという認識でよろしいんですか。

○高橋商工政策課長 委員のおっしゃるとおりでございます。先日、県商工会議所連合会、商工会連合会及び商工会の連名で知事宛の要望書を頂いたところでございます。そういった御要望を受けて、こちらを設計した形でございます。

○二見委員 先ほど来住委員から、その個別具体的なことは——事業主体が県になるわけなん

ですけれども、実際、現地でいろいろ確認とかをする作業が出てくると思うんですが、そこ辺は、今要望があったような商工会とかと連携しながらやっていくということなんですか。それとも県の出先が対応していく感じですか。

○高橋商工政策課長 実際の補助金の執行に当たりましては、例えば、書類の受付ですとか、審査を含めて、各商工会・商工会議所をお願いしようと考えております。

今、商工会や商工会議所に被災調査みたいな形で——いろんな事業者の被害状況を一番よく分かっているのは、恐らく商工会や商工会議所だろうと考えておりますので、そういったところと、既に話はさせていただいたところではあるんですが、今後、公募要領の策定段階でも、被害の個別具体的な話はいろいろ出てくると思いますので、しっかりそういったところと相談をさせていただきながら、どういったところまで見るのかを含めて検討し、確定していきたいと考えております。

○二見委員 確認ですけれども、これは商工会とかに入っていないなくてもオーケーということですよ。そういう団体への加入は要件にないからいいわけなんだけれども、今までコロナ関係での支援とかがある中で、その情報がちゃんと末端まで行くようにということがあったものですから、そこ辺をしっかり対応してほしいです。

あと、被害額が21億円出ている中で、今回の補正予算が1億7,000万円余なんですけれども、県としては、どれくらいに対応できると見積もっていらっしゃるんですか。

○高橋商工政策課長 今いただいた、まず周知の徹底につきましては、しっかりやらせていただきたいと考えております。

もう一つの質問につきましては、一部、事業

者の気持ちを考えると、保険に入っているかどうかまで聞けないという商工会がございます。

保険の加入について、全て確定できているわけではないんですけれども、863事業者のうち大体46%、47%程度は保険に加入されております。

保険に加入されているところにつきましては、被害額の7割、8割、9割、ほぼ全て保険で賄っているような事業者が一部ございますので、そういったところも積算の過程では加味させていただいて、今回1億7,000万円という補正額を計上させていただいております。

**○二見委員** こういった保険に入ることは、事業主としての努力というか、事前の備えだと思うんですけれども、それをしているところとしてないところ——うちは入っていたから、その保険で対応できる。しかし、入っていなかったところは、こっちで対応するといったときに、やはり一つの企業として努力しなければならないというか、できることはしないとけないよねという、まずそういったところをしっかりと押さえながら、今回の補助金によって、ほかのところも事業を継続できるようにサポートするというニュアンスでいかないと。正直者が頑張れるように、ちゃんと押さえておいてほしいなと思ったところでした。

**○高橋商工政策課長** 本当に委員のおっしゃるとおりでございまして、今回、要件を3つ掲げさせていただいておりますけれども、そういったしっかりと頑張っている事業者、また、今後できる限り被災を最小化、軽減するような対策をしっかりとやっていただける事業者ということで、要件を設定させていただいております。

委員の意見を踏まえまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

**○重松委員** 同じく要件についてですが、BC

Pの策定予定とか策定済みであるというのは、どのぐらいの割合となっているのでしょうか。

**○高橋商工政策課長** 全ての事業者を対象としたアンケート調査はないんですけれども、例えばBCPで申しますと、アンケート調査を行った範囲内では、大体12.5%、10%をちょっと超えるぐらいの割合となっております。

今回、策定予定と書かせていただいたのは、実際は誓約書みたいな形にならざるを得ないかなとは思いますが、いつまでに策定しますという誓約書を出していただいて、誓約いただくような形で、この策定予定要件については見ていこうと考えています。

今回、「BCP（事業継続力強化計画含む。）」と記載させていただいておりますけれども、事業継続力強化計画とは、BCPとは別の法定の計画で、こちらは既に国からひな形等が示されています。一方で、通常の支援として、例えば、専門家の派遣、そういったものも補助支援メニューとしてございますので、こういったものを事業者にも活用いただいて、BCPまたは事業継続力強化計画の策定を、今後しっかりとやっていただければと考えているところであります。

**○野崎委員** 観光みやざき回復支援事業は、本当にいい事業だと思っているんですけれども、この事業の参画対象事業者——例えば大きなホテルとか小さな旅館とかありますが——小さい旅館とか民宿の社長から、最近話を聞くと、手続きが困難なので、うちはもう使っていないと。

事業者側が手続きをするときに、書類の提出がなかなか難しいとか、言い方が悪いけれども面倒くさいとか、複雑だとか、そういう声を聞くんですが、何かもう少し簡素にできないのかなと考えているんですが、そこら辺はどうか、受入れ側として。

**○海野観光推進課長** この事業は、観光協会を通じて補助金をお渡ししているんですけども、観光協会でも、できるだけ簡便な方式でということ意識しているところでございます。

宿泊事業者に対しましては、予算枠をあらかじめ設定させていただいて、その範囲内で売っていただくということになっております。一部もう枠を消化している宿泊事業者もあるのですが、事前に販売計画とか、あと販売実績の報告があって、その後に補助金を申請するということになりますので、予算管理の面も含めて、何段階か御協力はしていただかないといけない状況ではございますけれども、できるだけ御負担のない形で早く対応できるように、今後、観光協会とも具体的に問題点といいますか、簡素化できるところがないのかというのは、確認しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

**○野崎委員** 不正があったりいろいろありますから、ちゃんと書類を出させて管理する。分かりますけれども、例えば、個人でやっている人もいるし、少人数でやっているところもあるので、せっかく事業があるのに、もう諦めちゃうんです。だから、先ほど言ったように、簡素化できる場所があれば、またもんでもらって、規模が小さいところなんて本当、もうちょっと簡素化できる部分もあるのではないかなと思うので、規模が小さいところほど複雑になると、多分この事業使わないんです。全体を助ける意味でも、そこら辺をまた協議していただくといかないと思います。

**○二見委員** この件で一点教えてほしいんですが、今回、県内限定で使えるクーポン券を配付されるんですよね。ここの説明資料に、米印で利用期間はチェックアウト日までとなっているんですけども、県外から来られた方もいれば、

県内で移動される方もいらっしゃいます。

例えば、都城市から延岡市に旅行に行ってクーポンをもらいました。翌日チェックアウトしたとき、そのクーポンの利用期限にはチェックアウト日が書いてあるんですよね。だけれども、このクーポン券自体は県内で使えるんです。そのとき、もし延岡市で使わなかったら、都城市に持って帰って、あら使わなかった、もう期限が切れているけれども、使えないのかなってお店に持ってこられるそうです。うちは取り扱っていますよという事業者だったら、その集まった券を換金するわけですよね。期日があるんですよね、確か。要するに、利用期間の期日じゃなくて換金するまでの期日にタイムラグがあるわけですよね。だから、非常にそこ辺を事業者の方たちも悩んでいるんです。これって普通の現金と違うのかとか、事業者としては換金することができると。だけれど、じゃあ使えない、使っちゃいけませんと言わないといけないのか。非常にこれ言いづらいところがあって、何でこういう制度設計になっちゃったのかなというのが非常に疑問なんですけれども、そこ辺は、県としてはどのようにお考えなんですか。

**○海野観光推進課長** 本当は、全国旅行支援ということで、日本全国から誘客を図り、その方々のお金を宮崎県内に落とさせていただきたいというのがあって、宿泊した翌日ぐらいは確実に宮崎県内にいらっしゃるということもあって、チェックアウトした日を期限とさせていただいています。これは、県内の観光客なのか、他県から来た観光客なのか区別ができませんので、そこは一律、この全国旅行支援の趣旨として、とにかく県内で使っていただくことを一番に考えて、このような期限設定とさせていただいたところでございます。

確かにジモ・ミヤ・タビキャンペーンでは、キャンペーンの期間中ずっと使えていたので、地元の方々は地元を持ち帰って使うこともできたんですけども、この全国旅行支援の枠組みの中では、全国的にもこのような制度設計になっているというような状況でございます。

なかなか区分けというか、県民に限っては、地元で使えば期間外でもいいですよという担保をどうやってするのか、確認する部分というのも非常に難しいものがございますので、今の制度設計としては、もうやむなしというところでもそのようにやらせていただいております。

**○二見委員** ジモ・ミヤ・タビキャンペーンのときは、宮崎県内の経済を回そうということで、自分たちの地域を動かすという意味でも使えるというのは非常にいいメリットだなと思ったんですけども、今回ののは、全国旅行支援になったから、要するに国の制度上の設計になっているわけですよね。

県外からちょこちょこ来る人なんて、前回使っていたのが使えないとかいう人も出るかもしれないですけども、何が問題かといったら、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンと違うところは、要するにそのときにそこで消費してください、使ってくださいというところがポイント、肝なんです。配付するときに、そこら辺を事業者なり旅行代理店なりが、きちんと旅行者に対して伝え切れていないというか——それをしなければいけない事業なのではないかなと——もう今さらこの期限を変えろとかできないですもんね。だけれども、受け付けるその事業者、飲食店をやっている人たちにとっては非常に負担になるところがあるので、やっぱりそれは県として、事業をやる以上は、しっかりアップデートしていく作業が必要だったんじゃないかなと思うの

で、これ今からでもやらなければならないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○海野観光推進課長** 委員がおっしゃるとおりでございます。事業者の皆様方に向けて、また旅行者の方に向けても、そこら辺、クーポンに期限があるということについては、さらに周知を図っていききたいと思います。

**○二見委員** 念のために、事業者じゃなくて利用者ですからね。事業者は受けるほうだから、利用者の人たちが行ったそのときに使ってくださいというところを、みんなで共有しておかないと困る話ですよというところだと思います。

**○山内副委員長** 7ページの観光みやざき回復支援事業なんですけれども、施設によって予算枠があるという御説明でしたが、その施設による予算は、どういうふうに設定されているのか教えてください。

**○海野観光推進課長** 予算枠については、これまでのジモ・ミヤ・タビキャンペーンの利用状況でありますとか、前回のGoToトラベルの利用状況でありますとか、これまでのキャンペーンの利用状況から予算枠を振り分けている形になります。

**○山内副委員長** 県内の宿泊施設によっては、すごく人気がある施設もあれば、そこまで人気がない施設もあるというところで、今の御説明のとおり、これまでの実績に応じて予算を振り分けていったら、人気があるところはどんどん枠が増えていく、人気がないところは全く枠が増えない、むしろ減っていったらということもあり得るのかなと。

そうなったときに、じゃあこの事業は誰のための事業なのか、宿泊施設の支援も目的のかなと考えたときに、予算枠の設定の仕方によっても、その支援の在り方という部分がちょっと

疑問視される部分もあるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

**○海野観光推進課長** なかなか利用が少ない宿泊事業者というのは確かにあると思います。

県内の約330施設をキャンペーンで利用しているところですが、3分の1程度がもう枠を消化している状況にはなっております。

この予算を有効に活用するという視点もございまして、今回配分があった予算枠の配分については、消化されているところから考えることになるのかなと思います。

この全国旅行支援につきましても、間違いなく今年度中にといいますか——来年以降も国は事業の継続を考えているというような情報もございまして、国からは、しっかり全部使い切るようにと強く言われておりますので、予算枠の配分については、しっかり年度内に消化できるように考えていかないといけないという状況になっております。今回の14億円弱の追加予算枠につきましても、人気があるところからなくなっていくところはあるかと思っておりますけれども、そちらの方にも振り分けながら、まだ消化していないところにも、今後の見込みを考えながら、また再配分、再調整をさせていただければと思っております。

**○山内副委員長** 予算を有効に活用することもすごく大事だと思いますので、ぜひ工夫をお願いしたいと思うんですが、一方は一人勝ちで、もう一方はずっとジリ貧という施設が出ないように、何とかうまくできないかという部分も御検討いただけたらと思います。

続いて、6ページの商工業者再建支援補助金についてなんですけれども、補助上限額が200万円という設定ですが、この根拠も伺ってもよろしいでしょうか。

**○高橋商工政策課長** 200万円と設定させていただいておりますのは、今回、立案する過程で、ほかの県のいろんな制度を調べさせていただきました。その中で、石川県で同様に、200万円を上限にしている、このような制度があったことと、今回の被害調査の結果をまとめていると、被害額が250万円から315万円ほどになっておりますので、この補助額と補助率であれば、要件を満たせば、救われる事業者は多いだろうと勘案させていただいた上で、こういった設定とさせていただいているところであります。

**○山内副委員長** 被災が甚大な事業者をどこまで救えるのかなという疑問があったので確認させていただきました。今の御説明でよく分かりました。

あと、今日の知事説明の中で、県独自の支援を初めて実施しますという御説明があったと思うんですが、それがこの事業になるということでしょうか。もしこの事業のことであれば、こういった点が初めてなのかも確認させてください。

**○高橋商工政策課長** 県独自の支援でございまして、例えば、今回の台風災害の前で特に甚大な被害が生じたのが、平成17年の台風14号で、平成18年2月時点の数値を見ると、中小企業だけで57億円ぐらいの被害が出ており、それに次ぐような災害規模であると考えています。

平成17年の資料を見ますと、例えば、金融支援みたいところは措置されている一方で、今回のような補助事業については、措置されたような形跡は見当たらなかったと。

今回、一般財源として今回計上させていただいているんですが、実は今、並行して国庫補助の調整をさせていただいております。そういった国庫補助も使いながら、今回、県独自

の初めての支援——補助金という形での支援が初めてということと理解いただければと思います。そのほか、農政関係もいろいろあると思いますが、この商工業者の補助金についてもその中の一つとしての位置づけと理解しています。

**○山内副委員長** これまでの御説明でも、商工会、商工会議所とよく連携を取りながら、いろいろな施策を検討いただけているなということで、ありがたいなと思っています。

あと、その要件の中に保険に加入することとあるんですけども、保険に加入することって、またそれが負担にならないのかなとか、大体どれぐらいの額が必要なのかなと、もしくはこの事業補助金をもらうための一時的な加入で終わっちゃわないのかなというようなことも思い浮かんだんですけども、いかがでしょうか。

**○高橋商工政策課長** 今回、原則として保険に加入いただくこと——例えば、水害に対応するような保険など、その辺の制度設計はこれからなんですけれども、基本的に、括弧の中で、「小規模事業者は推奨」とさせていただいているとおり、全ての事業者の義務とするわけではなくて、例えば、イの要件に関わってくるんですけども、BCPの策定をもって替えるとか、そういう形で現在考えております。

現状、863事業者のうち、小規模事業者の割合が85%、残りが中小企業でございまして、ウの要件についても、今後、被災が生じた場合に、しっかりと自助するという観点では、非常に重要な要件だと考えておりますので、「小規模事業者は推奨」とさせていただいています。このバランスを見ながら設定させていただいているところでもあります。

**○山内副委員長** 分かりました。

重松委員も御質問されましたけれども、イの

要件のBCPも、BCPといってもピンからキリまであると思います。せつかくなので、ぜひ実のある計画をつくっていただけるとありがたいなと思います。

**○重松委員** 関連して、台風が発生してもう1か月が過ぎていまして、当然事業をされている方は、この予算のことはともかくとして、先にシャッターを直したりとかいろんな設備投資をしていると思うんですけども、事後でもこの要件は当てはまるのかどうか教えてください。

**○高橋商工政策課長** こちらの補助事業につきましては、遡って適用させていただくこととしておりますので、委員御指摘の復旧についてもしっかりこの中で支援していこうと考えております。

**○重松委員** 分かりました。安心しました。

先ほど言いましたBCPも、さらにこの機会を活用してしっかりと策定させていただくように、また県からもお願いしたいと思います。

**○来住委員** もう一つ確認させください。アの要件、「台風14号以前に災害対策を実施又は保険に加入していること」のこの「又は」というのが分からんですが、保険に加入していなくても、例えば、水が来ないようにちゃんと対策した。しかし、残念ながら保険に入らなかったというのは、この補助金で救われるんですか。

**○高橋商工政策課長** 委員がおっしゃるとおりでございます。保険に加入していなくても災害対策を台風以前に実施されていれば、アの要件を満たすということになります。

**○来住委員** 分かりました。やっぱり保険に入っているか入っていないかで差が出るということになると、零細業者にしてみれば、向こうは保険に入っていたから補助もらえた、うちは保険に入っていなかったからもらえないと。それは

ちょっとどうかなと思ったものですから、確認しました。ありがとうございました。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、その他報告事項についての説明を求めます。

○島田経営金融支援室長 令和4年台風第14号災害（激甚災害指定）に係る貸付制度について、御報告させていただきます。

本日、追加で配付させていただいております一枚紙の資料を御覧いただけますでしょうか。

1の事業の目的・背景についてでございます。

令和4年9月に発生した台風第14号の激甚災害指定に関して適用すべき措置につきまして、先週金曜日の10月28日に閣議決定が行われ、適用すべき措置の指定に関する政令が明日、11月2日から施行されることとなったところでございます。これを受けまして、県融資制度に、政令に基づき、局激指定を受けた地域に適用される災害関係保証を適用した融資制度を追加するものでございます。

2の事業の概要でございますが、(2)にありますとおり、県の中小企業融資制度に経営支援・災害対策貸付（激甚災害対策）を追加するものでございます。

(3)の対象地域は、今回、局激指定を受ける諸塚村と椎葉村です。

(4)の予算は、既定予算で実施いたします。

当貸付の概要につきましては、下の表、アの融資対象者に記載のとおり、県内における同一事業歴が6か月以上であって、諸塚村または椎葉村内に事業所を有し、かつ、激甚災害の被害を受けている事業者が対象となります。政令の施行によりまして、諸塚村及び椎葉村が、災害関係保証の特例措置の対象となる地域として指

定されることに伴うものでございます。

融資限度額、返済期間、融資利率につきましては記載のとおりでございますが、オの保証利率については、県が全額補助することとしておりまして、事業者の負担はゼロ%となります。

また、カの取扱期間に記載のとおり、政令の施行に併せまして、明日11月2日から申込みを開始する予定としております。

3の事業の効果といたしましては、台風第14号により甚大な被害を受けた諸塚村及び椎葉村の中小企業者に、長期・固定・低利の資金繰り支援を行うことにより、事業継続・再建に向けた取組への支援が図られるものと考えております。

○西村委員長 執行部からの説明が終わりましたが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時25分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく申し上げます。

説明の前に一言お礼を申し上げます。先月21日に東京都で開催されました東九州自動車道建設促進中央大会におきましては、県議会を代表して中野議長に御出席いただきました。また、同じく29日に開催しました東九州自動車道油津・夏井道路の着工式におきましては、中野議長

及び西村委員長に御出席いただきました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案につきまして、委員会資料によりまして御説明いたします。

ここからは着座にて説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめぐっていただきまして、2ページの目次を御覧ください。

今回の委員会では、議案第1号の一般会計補正予算案の御審議をお願いしております。

これは、9月に発生しました台風第14号により被災した土木施設の災害復旧などに伴うものであります。

ここで、現時点で把握しております台風第14号による被害状況につきまして、私のほうから概要を説明いたします。

お手元の別冊資料3ページの上段、2、公共土木施設の被害状況を御覧ください。

今回の台風第14号における10月26日時点で判明しております被害は、県土整備部関係では、県と市町村を合わせて、件数が1,438か所、被害額が403億6,500万円であります。

次に、5ページの地図を御覧ください。

この地図には、今回の主な被害箇所を右下の凡例に示すとおり、赤の丸印は道路関係、青は河川関係、黄色は砂防関係、紫は港湾・海岸関係、緑色は公園関係というように区別して示しております。県内全域、特に県北山間部を中心に被害を受けている状況にあります。

それでは、被害状況等につきまして御説明いたします。

別冊資料の6ページを御覧ください。

まず道路関係であります。

ピーク時で県管理の国県道を合わせて83路線、122区間におきまして、道路決壊や道路冠水及び予防規制などのため全面通行止めとなりました。県内至るところで道路が寸断され、10月26日時点で、なお15路線、18区間におきまして全面通行止めを余儀なくされております。特に、日向市と椎葉村をつなぐ国道327号につきましては、諸塚村大字七ツ山と椎葉村大字松尾にかけての区間において、大規模な道路決壊が2か所発生しており、全面通行止めとなっております。

①の写真が、国道327号の諸塚村大字七ツ山での道路決壊状況でございます。当該箇所は、10月18日に、国の権限代行による仮橋等の応急復旧が決定したところであります。

また、②の写真は、同じ区間の椎葉村大字松尾の道路決壊でございます。当該箇所は、未改良区間の道路幅が非常に狭い区間であることや、河川が隣接していることから、仮橋等の応急工事が困難であります。早急に復旧工事に取りかかれるよう、国と協議を行っているところであります。

8ページをお開きください。

次に、河川関係であります。

河川関係では、河川の氾濫や内水により、一ツ瀬川、耳川、五ヶ瀬川など、県内各地において浸水被害が発生しております。

⑩の写真は、西都市右松地区が内水により浸水している状況であります。

⑫の写真は、美郷町和田地区、⑬の写真は、諸塚村家代地区における浸水被害の状況であります。その他、⑰から⑲の写真のように、各地

で洪水により護岸等が被害を受けております。

10ページをお開きください。

次に、砂防関係であります。

砂防関係では、土石流13か所、崖崩れ51か所が県内各地で発生し、1名の方が亡くなられるなど、甚大な被害となっております。

㊸の写真、日向市下渡川地区におきましては、崖崩れにより家屋全壊1戸の被害が発生している状況であります。

11ページを御覧ください。

次に、港湾・海岸関係であります。

港湾関係では、日向市の美々津港におきまして、港内に大量の土砂が堆積するなど、計7か所の港湾施設被害が発生しております。

㊹、㊺の写真は、美々津港内に土砂が堆積している状況や、物揚場が被災した状況であります。

なお、港内に堆積した土砂については、今月上旬から撤去作業を行うこととしております。

また、海岸関係では、延岡港海岸などで流木被害が発生しております。㊻の写真は、延岡港海岸の流木被害の状況であります。

12ページをお開きください。

最後に公園関係であります。

㊼の写真は、ひなた宮崎県総合運動公園のサンマリスタジアム宮崎において、外野部分の防護マットが破損している状況であります。現在、仮復旧を行い、施設利用に支障はございませんが、早期に本復旧工事を完了させるよう進めております。

以上、台風第14号による主な被害状況の報告となります。

県土整備部としましても、被害箇所への復旧に全力で取り組んでまいり所存でありますので、県議会の皆様の一層の御支援、御協力をお

願い申し上げます。

今回お願いしております、議案第1号の一般会計補正予算では、迅速に災害復旧に取り組むため、一般会計で154億1,746万円の増額をお願いしております。

詳しくは担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○井上管理課長 県土整備部の11月補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

今回の令和4年度11月補正予算額は、一般会計で右から3列目、太枠のEの列、11月補正額の欄の下から5番目ですが、154億1,746万円あります。その結果、11月補正後の予算額は、右のF欄に記載のとおり、927億7,141万3,000円となり、対前年度比で26.5%の増となっております。

また、今回補正のない特別会計を合わせました11月補正後の部予算合計は、F欄の一番下に記載のとおり、945億6,350万9,000円となり、対前年度比で25.5%の増となっております。

次に、4ページをお開きください。

2、補助公共・交付金事業であります。

今回の補正は、流木等の撤去に要する費用としまして、河川、港湾を合わせまして3億4,300万円をお願いしております。

次に、下の表の3、県単公共であります。

これは、災害復旧事業等で採択されない小規模な土砂除去などに係る経費として、道路、河川、砂防、港湾、都市公園を合わせまして37億4,400万円をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

4、直轄事業負担金ですが、災害復旧工事の直轄代行に伴う国への負担金としまして、2億円をお願いしております。

その下の表、5、災害復旧事業では、道路、河川などの土木施設、港湾、都市公園の復旧に係る経費としまして、108億7,546万円をお願いしております。

次に、6ページを御覧ください。

この表は、各課別の内訳を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

**○東道路保全課長** 道路保全課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の93ページをお開きください。

当課の補正予算額は6億円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は167億4,304万8,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

95ページをお開きください。

中ほどの(事項)県単道路維持費であります。

これは、県が管理する道路の維持補修などを行う事業でありまして、今回、災害復旧事業として採択されない部分的な舗装復旧をはじめ、小規模な倒木や土砂除去等に係る経費、被災箇所への復旧工事が始まるまでのバリケード、信号機など交通安全施設の設置等に要する経費として、6億円の増額をお願いするものであります。

**○山浦河川課長** 河川課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをお開きください。

当課の補正予算額は、138億7,226万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は327億9,036万9,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明い

たします。

99ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)公共災害関連河川等事業費であります。

これは、海岸保全区域に漂着した流木の撤去を行う事業であります。1億4,300万円の増額であります。主な事業は、小倉ヶ浜海岸などの海岸保全区域に漂着した流木の撤去を予定しております。

次の(事項)県単河川改良費であります。

これは、河川の堆積土砂の除去などを行う事業であります。2億7,700万円の増額であります。主な事業は、三納川等の堆積土砂の除去を予定しております。

次の(事項)県単河川調査費であります。

これは、補助事業の採択に必要な現地調査などを行う事業であります。3億5,500万円の増額であります。主な事業は、耳川などにおいて、洪水痕跡等の調査、測量や設計を予定しております。

一番下の(事項)県単自然災害防止河川改良費であります。

これは、地域防災計画に位置づけされている河川の堆積土砂の除去などを行う事業であります。20億1,000万円の増額であります。主な事業は、耳川などの堆積土砂の除去を予定しております。

次に、100ページを御覧ください。

一番上の(事項)海岸保全事業費であります。

これは、環境省の補助金を活用して、海岸保全区域以外の一般公共海岸について漂着した流木の撤去を行う事業であります。2億円の増額であります。主な事業は、金ヶ浜海岸などの流木等の処理を予定しております。

次の(事項)ダム施設管理事業費であります。

これは、ダム附属設備の修繕などを行う事業であります。5,700万円の増額であります。主な事業は、広渡ダムなどの非常用発電機等の修繕を予定しております。

一番下の(事項)公共土木災害復旧費であります。

これは、国の補助を受けて公共土木施設の復旧などを行う事業であります。106億3,026万7,000円の増額であります。主な事業は、銀鏡川や国道265号などの復旧工事を予定しております。

次に、101ページをお開きください。

(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。

これは、国の直轄災害復旧事業に対する県の負担金であります。2億円の増額であります。事業内容は、諸塚村の国道327号の道路崩壊に伴う国の権限代行による応急工事となります。

○行田砂防課長 砂防課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の103ページをお開きください。

当課の補正予算額は3億1,000万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は63億1,288万円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

105ページをお開きください。

上から5段目の(事項)県単砂防調査費であります。

これは、地滑りや土石流などの土砂災害危険箇所の測量、調査、設計を行う事業であります。1,000万円の増額であります。主な事業内容といたしましては、美郷町の島戸地区において、地形変状が確認された危険箇所の現地調査を予定しております。

次に、(事項)県単公共砂防事業費であります。

これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業であります。2億5,000万円の増額であります。主な事業内容といたしましては、椎葉村のずり口谷川砂防堰堤において、今回の台風で発生した土石流により堆積した土砂の除去を予定しております。

次に、(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。

これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕等を行う事業であります。5,000万円の増額であります。主な事業内容といたしましては、宮崎市の青水地区において急傾斜施設内の倒竹木の伐採及び撤去を予定しております。

○松山港湾課長 港湾課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の107ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で5億5,719万3,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が76億5,732万6,000円となり、港湾整備事業特別会計12億2,478万4,000円と合わせまして、当課の合計は88億8,211万円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

109ページをお開きください。

上から5段目の(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。

これは、港湾区域内の公共海岸保全港湾事業に要する経費であります。延岡港海岸の海岸保全区域に漂着した流木等の撤去を行うための経費について、2億円の増額を行うものであります。

次に、その下の(事項)港湾維持管理費であります。

これは、港湾施設の維持管理に要する経費ですが、災害復旧事業として採択されない小規模な港湾施設の復旧や土砂除去などに必要な経費について7,000万円の増額を行うものであります。

次に、その下の(事項)港湾海岸保全事業費であります。

これは、港湾海岸の維持保全に要する経費ですが、延岡港など港湾内に漂着した流木等の撤去に必要な経費について、5,500万円の増額を行うものであります。

次に、110ページをお開きください。

上から3段目の(事項)港湾災害復旧費であります。

これは、公共港湾施設災害復旧に要する経費ですが、美々津港において被災した港湾施設の復旧に必要な経費について、2億3,219万3,000円の増額を行うものであります。

**○黒木都市計画課長** お手元の歳出予算説明資料の111ページをお開きください。

当課の補正予算は7,800万の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は31億3,534万9,000円となります。

補正の内容について御説明します。

113ページをお開きください。

まず、ページの中ほどの(事項)県単都市公園整備事業費であります。

これは、都市公園内の倒木撤去や小規模な公園施設の復旧などに要する経費としまして、6,500万円の増額補正を行うものであります。

次に、下から2段目の(事項)公共都市災害復旧事業費であります。

これは、ひなた宮崎県総合運動公園のサンマリスタジアム宮崎における災害復旧に要する経費として、1,300万円の増額補正を行うもので

あります。

**○西村委員長** 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

**○二見委員** 今回、大きな被害が出たんですけれども、県内全域のことまで把握していないものだから、地元の都城市の話でいくと、これまで護岸の整備とか国土強靱化関係とかあると思うのですが、河床のしゅんせつとか、手を加えていたところは、維持されたのかなと感じていまして、今までの事業の効果の現れだと思いません。しかし、どうしてもそうじゃなかったところに、何かしわ寄せがいつてしまった感があるんですが、今回の被害状況を全体的に見たときにいかがでしょうか。それぞれいろんな事業をされてこられているわけなんですけれども、全てはこういう災害につながらないように事前にやっていくことだと思うんです。そこ辺を総括的に何かあれば教えていただけると。

**○山浦河川課長** 国土強靱化で掘削などを実施してきたところなんですけれども、158河川の約200万立米を県内で実施しております。

今回、基本的には外水での被害というのはさほどなく、基本的に内水での被害というような形——越水して大きく被災を受けたというようなところはございません。そういったことも考えますと、しっかり国土強靱化の成果というのは現れているのなと考えております。

ちなみに、浸水被害の状況で御説明いたしますと、平成17年の台風第14号のときの県内の床上浸水の戸数でいきますと約1,400戸、床下浸水が約3,000戸ございます。これが今回の台風第14号でいきますと床上浸水が約630戸、床下浸水が約530戸という状況で、浸水対策にも大分効果が発現されているのかなと考えております。

**○二見委員** この間、日向・入郷地区の方々も

要望に来られたと思うんですけども、その事業箇所はちゃんと見ないといけないんですが、例えば河川でいくとやっぱり全体です。

都城市も上流がどんどん改良されていけば、今度はその下流が浸かってくるようになっていたりする現状があるので、流域全体の事業計画をしっかりと見ていかなければならないんじゃないのかなと思います。

そういうふうに流域ごとにしっかり対応していただきたいなということと、今回こういう早めの対応をしていただいたことによって、事業も早速進んでいくことになるとは思うんですが、住民の方とか、事業者の方とか、やっぱり早くそのめどが欲しいと思うんです。いつ頃から元に戻ってくるのかといったところ、まずはそういったところもしっかり示していただけるような対応をしてほしいなと考えているところです。よろしくお願いします。

**○山下委員** 激甚災害に指定されたということで、県内、特に山間部でひどい災害が出ているわけですが、この災害復旧をするために、今回それなりの予算を提案されているわけですが、皆さんが生活するのに大丈夫だというような形の復旧作業と申しますか、それができるまでに大体どれくらいの期間を要するのか、大まかでも分かっていたら——皆さんやっぱりそこを一番心配していらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、誰かお答えができれば。

**○山浦河川課長** まずは、災害復旧の大体のスケジュールを御説明いたしますと、既に先月から台風第14号関連で一部、国の災害査定に着手していただいております。目安としましては、2月上旬までに国の災害査定を受けることとしております。災害査定を受けまして、規模的なものもございまして、着手できるもの

については順次着手していきたいと考えております。

災害復旧というのは、大体当該年度を含めて3年間で完成させるという制度になっておりますので、県北地域も含めまして、県内で甚大な被害が発生しておりますので、早期に対応してまいりたいと考えております。

**○山下委員** 特に諸塚村から椎葉村に向けての国道沿い、未復旧地帯も含まれているということで、工事也非常に難航するような箇所だと思いますので、ぜひ早めの対策を打っていただいて、地域の皆さん方が普通の生活に戻れるようよろしくお願いいたします。

**○来住委員** 要望になるんですけども、直接予算とは関係ないんですが、今回、都城市の下川東地区で1メートル50センチぐらいの床上浸水、もう本当に深刻な事態で、ある女性の方は着替えが1枚もないと、全て濡れて駄目になったという話をされて、確かにもともと水田だった地域ですから——そこに樋門が2つあるんですが、宅地はみんなそれぞれ嵩上げして家を建てているんですが、それでも浸水したと。

やっぱり住民の方はまた来年も台風が来たら、来年もまた床上浸水するんじゃないかと心配しています。この地域に残りたいけれどもというような心配をされていまして、ぜひやっぱり国土交通省だとか県だとか市だとか専門家だとかの方に入ってもらって、どうするのかを検証しないと、本当深刻だと思いますので、改めて、国土交通省からもお願いがあるかもしれませんが、やっぱり県や国や市が入った検証と対策をどうするかというのを、今後考えていただきたいと思うんです。そういう点で、国土交通省も動いてくるとは思うんですけども、ぜひそこはお願いしたいなと。

その地域は確かに浸水地域なんです。浸水地域なんですけれども、今まで床上1メートル50センチまで上がったことはないんです。それで、住民の人たちは、ここはいつも浸水地域だということには分かっているじゃないかと。分かっているけれども手を打ってこなかったじゃないかと。だから、これは人災だというふうに言いたいわけです。ですから、そういうのをいずれにしても検証して、もっと大きな水害が起こる可能性もあるわけですから、そこ辺ぜひひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

○山浦河川課長 今、御指摘のとおりです。国のほうからそういうお話をお聞きしております。しっかり国と県、地元の都城市とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

○来住委員 よろしくお願ひします。

○西村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午前11時56分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を続けます。

○山内副委員長 被害状況のことで確認させていただきたいんですけれども、美郷町の宮崎県の治山事業で発生した残土による盛土が崩れたというような報道があったと思いますけれども、その経緯とその後の対応について――担当部署が違っていたらまた教えてください。

○中原技術企画課長 美郷町の盛土の崩壊については、環境森林部が所管でございます。申し訳ありません。

○山内副委員長 分かりました。失礼しました。

○西村委員長 ほかに質問はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして県土整備部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後3時9分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず議案の採決を行います。採決の前に賛否も含めて御意見を願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

---

午後3時9分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号及び第4号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

---

午後3時10分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

令和4年11月1日(火)

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時10分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢